

【制度3】川崎市建築士太陽光説明制度における質疑応答一覧

区分	質問	回答
1	制度施行は、R6.4月とあるが、4月1日、となるか。 また、その日付は、何を起点となるか。(工事着手日か。確認申請提出日か。)	制度施行は令和6年4月1日となり、その日以降に、設計の委託をした(設計契約を締結した)建築主の方に対して、建築士から説明を行っていただく必要があります。
2	説明をしない場合に罰則はあるのか。	本制度には罰則は設けておりません。ただし、必要に応じて市から建築士の方に報告を求めることや、市の立ち入り調査が可能な制度となっています。
3	履行状況を公表するのか。	公表は行いません。
4	説明書面の提出などの期間はあるか。	説明書面の提出は求めておりません。ただし、建築主への説明後、建築士の方は、説明に用いた書面等を説明の日から3年間保存を行っていただく必要があります。
5	事前相談時(契約前)の建築士が建築主へ行う説明の意思確認時のリーフレットは別途作成されるのか。	意思確認時のリーフレットを作成する予定はございません。必要に応じて、説明書面(リーフレット)などをご活用いただきながら意思確認を行ってください。
6	説明を要しない旨の意思表示があった場合、記録はどのように残したらよいか。	リーフレット表面に建築主の氏名等を記載いただく箇所下部に「太陽光発電設備の設置を希望しない旨の申し出有り」の記載欄がありますので、そちらに日付を記載し、建築士の方が保管を行ってください。
7	説明義務制度の説明紙面を用意される予定はあるか。	市での印刷予定はありません。 市HPにデータを公開いたしますので、必要に応じて印刷をお願いいたします。
8	制度履行に当たっては説明書面を必ず使用しなければならないのか。	説明書面によらずとも説明いただくことは可能ですが、説明書面を踏まえた説明を行っていただく必要がございますので、基本的には説明書面を使用いただきたいと思いますと考えております。
9	設置可能な太陽光発電設備の出力とは「最大搭載可能量」という認識か。 また、「顧客への提案容量」でも問題ないか。	本市が作成したリーフレットは建築士の方の負担も考慮して、一律の考え方で記載をしています。屋根形状や、向きなどを考慮した上で最適な容量を説明いただければ、物理的に設置が可能な最大出力である必要はありません。
10	設置可能な太陽光発電設備の出力は「最大搭載可能量」を指すのか。	本市がご用意したリーフレットは建築士の方の負担も考慮して、一律の考え方で記載していますが、屋根形状や、向きなどを考慮した上で最適な容量を説明いただければ、物理的に設置が可能な最大出力である必要はありません。
11	説明	リーフレット上の面積計算において、北面
		南面等屋根以外の範囲を北面とします。

【制度3】川崎市建築士太陽光説明制度における質疑応答一覧

		の屋根を除外しているが北面とする範囲は決まっているのか。	南面等屋根とは水平屋根又は南を含む東から西までに面する屋根をいいます。
12		北面屋根とは北から何度までをいうのか	北から東西に90度未満の範囲が北面屋根となります。水平屋根は北面になりません。
13		該当する建築物について、日照等の問題で太陽光発電設備設置に不向きな場合でも説明が必要か。	太陽光発電設備の設置が向かない理由を説明いただければ構いません。 なお、その場合でも説明書面の写しを保管いただく必要があります。
14		不向きな理由は口頭での説明で構わないか。	口頭で説明していただいて差し支えありません。 なお、その場合は、説明書面の余白等へ記載するなど、対応した記録を作成した上で、保管していただくなどのご対応をお願いします。
15		説明書面での建築主の氏名等については、建築主が署名しなければならないか。	建築主の署名は必要ありません。
16	説明者	建築事業者が建築士の使者として代わりに説明することも可能か。説明ができる場合、説明書面の保管は建築事業者が行うのか。	建築事業者の方が説明をしていただくことも可能です。その場合に、役職等は問いません。 説明した書面の保管は、本來說明をする建築士の方となります。
17		建築事業者が建築士の使者として代わりに説明をした場合に資格は必要か。	資格は求めておりませんが、説明に当たり、建築士と同様の説明ができる方が行っていただく必要があります。
18	説明対象	建築主が建築事業者である場合に説明の除外とした理由は何か。	建築事業者の場合、年間で数十件以上の建築がなされる場合があり、建築士が同じ建築主（建築事業者）に繰り返し説明が行われることが想定されるため、建築士の負担等を考慮し除外しております。 建築事業者の皆様に対して、本制度外において、太陽光発電設備に関する情報発信を行ってまいります。
19		延床 2,000 m ² 以上の建築物の建築主への説明は必要なのか。	説明制度の除外としておりますので、説明を頂く必要はありません。
20		カーポートや駐輪場であっても延床面積 10 m ² を超えれば説明の対象となるか。	対象となります。延床 10 m ² を超え 2,000 m ² 未満の建築物は仮設や文化財を除き原則対象となります。
21		同じ敷地内に 10 m ² を超える建築物がある場合はそれぞれ対象となるのか。	建築物ごとにそれぞれ説明の対象とします。
22	説明時期	物件契約・購入の前に太陽光発電設備に関する説明を行っても説明制度の要件は満たすのか。	契約を行う前でも説明いただけます。その場合でも説明書面の交付や写しの保管が必要となります。
23		説明の時期について「委託契約後から設計完了までの間を基本とする」とあるが、設計完了時期に定義はあるか。	定義はありませんが、本制度を運用し「建築物を新築等する建築主に向けて太陽光発電設備設置のきっかけ」をつくりたいと考えておりますので、建築主が設

【制度3】川崎市建築士太陽光説明制度における質疑応答一覧

			置を希望した場合に設計に反映させることができるタイミングで説明をしていただきたいと思います。
24		委託契約前までに説明をすれば良いとの認識ですが、建築士法の重要事項説明と同じタイミングでも問題無いか。	重要事項説明のタイミングで説明いただいても構いません。
25	書面保存	紙面を使用せずに電磁的記録(PDFなどの電子ファイル)を使用して説明した場合、説明を行った記録はどのように保管すればよいのか。	紙面を使用せずに電磁的記録により説明を行った場合は、そのデータを保管していただきます。なお、保管期間は交付した電子ファイルを説明した日を起算日として3年間となります。
26		書類の保存が建築士事務所ではなく建築士個人になっているのはなぜか。また、退職した場合などどのような取扱いとなるか。	本制度は、建築物の設計を担った建築士を制度対象者として説明、書面等の保存まで行っていただくことを想定し、制度構築を行ったものです。退職した場合でも対象となる建築士の方が書面等の保存を行うことが原則とはなりますが、退職された建築士の業務を引き継いだ建築事務所等で保存いただいても差し支えありません。
27		提出を要さない説明書類を3年間保管する目的は何か。	市による制度履行の確認などを行うことを想定しております。また、建築士の方の負担に配慮し、保存期間を3年間としています。
28	その他	中小規模建築物の制度2の報告義務の報告内容は説明義務の内容と関係しないのか	本制度(説明制度)と、制度2(中小規模建築物への設備導入制度)の報告義務は関係がありません。
29		建築物省エネ法の再エネ設備利用促進区域の制度と本条例の関係を教えてほしい。	本制度は市の条例に基づく制度となり、建築物省エネ法と直接的な関係はありません。建築物省エネ法に基づく建築物再エネ利用促進区域制度は、建築士の説明義務や建物の形態規定の緩和などの再エネ利用設備設置を促進するための措置を講ずることが可能となるものですが、本市では、本条例に基づき、建築士の説明義務について令和6年4月から運用開始を予定しており、太陽光発電設備等の導入制度も令和7年4月から運用開始を予定していることから、制度活用の必要性も含め、所管部局と連携し、検討してまいります。